

国営諫早湾干拓事業潮受堤防の開門に関する要請書

2010年10月7日

農林水産大臣 鹿野道彦 殿

有明海の再生に向けた要請

よみがえれ！有明訴訟原告団・弁護士

国営諫早湾干拓事業の潮受堤防締め切りから13年が経過し、累積する漁業被害のなかで、早期開門を望む声は漁民の悲痛な叫びとなっており、1日も早い開門の実現が望まれています。

私達が従前から提案している開門方法によれば、必ずしもアセスメントの結果を待たずとも開門をすることは可能であり、アセスメントについては開門をしながら同時並行で行うことが十分に可能で、かつ、効果的と言えます。

また、環境保全措置については、開門を実施すれば調整池が海水化するのは当然のことですから、もはや検討段階ではなく、対策に着手していなければならないはずです。

本年8月26日に行いました貴省との交渉において、なお不明確な点やすぐにも検討を開始すべき事項等の課題が残りました。

そこで、前回の交渉を受けて、今回、貴省に対して、以下の点についてご回答いただくよう要請をいたします。

記

- 1 8月26日の交渉において、貴省担当者は、漁業者らが農水大臣以下政務三役に直接面会の上、即時開門の要望を伝えたいとの希望を持っていることについて政務三役に伝えるとのことであったが、この点について、政務三役に伝えた結果をご報告いただきたい。
- 2 8月26日の交渉において、貴省担当者は、漁業者らが、本年6月4日に公害被害者総行動の一環として行われた有明海漁業者らと貴省政務官との面談（以下「6月4日面談」という。）において、佐々木隆博農水政務官が、アセスメントと同時並行に実施する潮受堤防排水門の即時開放についても事務方に検討させ

ると回答したと記憶しており貴省担当者と異なる認識を持っている点について、政務三役に伝えるとのことであったが、この点について、政務三役に伝えた結果をご報告いただきたい。

- 3 8月26日の交渉において、貴省担当者は、漁業者らが6月4日面談で佐々木政務官がアセスの結果を待たずに代替水源確保に着手する約束したとの認識を有しており、現時点ですぐに代替水源確保のための事業に着手すべきとの希望を持っている点について、政務三役に伝えるとのことであったが、この点について、政務三役に伝えた結果をご報告いただきたい。
- 4 8月26日の交渉において、貴省担当者は、潮受け堤防中央部の排水ポンプに関する運用基準や運用の記録について、開示するとのことであったが、速やかに開示していただきたい。
- 5 8月26日の交渉において、漁業者らが、諫早湾干拓事業に諫早大水害を防ぐ効果があると信じる長崎県民の誤解を解くために、諫早湾干拓事業に諫早大水害のような被害そのものを防ぐ効果がないことを農水省がホームページ等を通じて広報に努めるべきと要求したことに対し、貴省担当者は、そのような要求があったことを政務三役に伝えておくとのことであったが、政務三役に伝えた結果をご報告いただきたい。
- 6 貴省が、平成20年6月12日に、公共事業チェックの会に提出した資料集の中の資料②（以下の項目を含む1997年4月14日の締め切り以降、毎日の排水門操作記録 ・北部と南部排水門別の開門開始時刻とその終了時刻、及び開度と排水量 ・調整池水位と諫早湾潮位）は、平成20年5月25日までのデータだったが、その翌日から直近のデータを提出していただきたい。
- 7 平成21年6月30日、および平成22年5月23日から発生したといわれる背後地湛水の継続時間と被害面積を明らかにしていただきたい。

以上